

# 令和6年度（2024年度）部活動規定

伊丹市立松崎中学校

## 第1条 設定

- 第1項 部活動は、運動・文化の部に分け、校長より委嘱された顧問によって指導を行うものとし、部の新設・休止の再開に関しても同様とする。
- 第2項 顧問の決定については全員顧問制とし、個人の負担が大きくなならないよう顧問間で調整を行う。
- 第3項 運動部の顧問より総務2名・文化部の顧問より総務1名を人事委員会で選出し、顧問などの調整、部活動が主体の行事の運営等を行う。

## 第2条 運動部の意義・設置

- 第1項 運動部は、スポーツを通して体力の向上と健康の増進を図り、豊かな人間性の育成と充実した学校生活の展開に資する目的で活動を行う。
- 第2項 運動部としては次の部を設置する。  
野球部・バレーボール部(男子・女子)・ソフトテニス部(男子・女子)・バスケットボール部(男子・女子)・卓球部(男子・女子)・剣道部・水泳部・バドミントン部・ソフトボール部・サッカー部

## 第3条 文化部の意義・設置

- 第1項 文化部は、文化及び科学等に親しませ、深く文化の諸部門を研究しようとする意欲を持つ生徒を育成する目的で活動を行う
- 第2項 文化部としては次の部を設置する。美術部・吹奏楽部・演劇部・放送部

## 第4条 部長の役割

- 第1項 部長はその部の代表としての一切の任務を行う。
- 第2項 運動部、文化部とも、適宜必要に応じて定例部会をひらき、意見交換を行う。その他学校行事の準備など、随時部会を開く。

## 第5条 費用

- 第1項 各部の活動費用は、生徒会の予算から支出する。
- 第2項 部費は集めてもよいが、金額は負担にならない程度にし、管理に注意する。その際、保護者会などをひらき、決算報告をする。

## 第6条 活動時間とノー部活デー

- 第1項 各部の活動時間は、原則として放課後とし、次に掲げる活動時間を厳守する。

| 月      | 終了時刻  | 完全下校時刻 |
|--------|-------|--------|
| 4月～8月  | 18:00 | 18:15  |
| 9月・3月  | 17:45 | 18:00  |
| 10月・2月 | 17:30 | 17:45  |
| 11月・1月 | 17:15 | 17:30  |
| 12月    | 17:00 | 17:15  |

第2項 外周を走る場合、必ず顧問が外にいて安全に配慮する。

第3項 活動時間の延長は、公式試合・コンクール・発表会がある場合、大会前日の1週間前から、終了時刻より20分延長することができる。

第4項 定期考査1週間前から定期考査の最終日の前日まで、及び宿泊行事前日とその振替休業日は、その当該学年の部員について部活動を休止しなければならない。ただし、公式試合等がテスト前1週間及びテスト期間中にかかる場合は、毎日1時間程度の活動を行うことができる。

第5項 第3項・第4項に該当する練習を行う場合は、職員室の白板に表示をする。

第6項 完全下校時刻までに校門を通過することとし、「東門」「北門」「テニスコート」それぞれで顧問が完全下校の指導にあたる。

第7項 運動部の指導については、「運動部活動での指導のガイドライン」（文部科学省平成25年5月）及び、「伊丹市中学校部活動に関する方針（改定版）」（令和2年（2020年）2月）に沿った指導がなされるよう、各顧問は留意する。また、「いきいき運動部活動」（兵庫県教育委員会 平成25年8月）に沿い、ゆとりある生活の確保と学校週5日制の趣旨を踏まえた適切な対応をとらなければならない。

第8項 毎週平日1日は、すべての部について原則的に活動を停止する。また土曜日・日曜日及び祝祭日は少なくとも1日以上休養を設定する。但し、土曜日・日曜日及び祝祭日に公式戦（中体連・協会主催）や発表会等がある場合に限り、休養日を他の日（平日も可）に振り替えて設定する。これらの活動休止日を「ノー部活デー」と称する。

第9項 第8項で定めた「ノー部活デー」を円滑に実施するため、次のことを行う。

- ・グラウンドを使用する部活動の顧問から、「グラウンド班長1名」選出。
- ・武道場を使用する部活動の顧問から、「武道場班長1名」選出。
- ・体育館を使用する部活動の顧問から、「体育館班長1名」選出。
- ・各部活動顧問は、毎月1日までに、部活動の月間予定表を職員室のファイルに提出。

## 第7条 服装

第1項 活動は、原則として制服・体操服及び顧問の指示に従う。

## 第8条 入退部

第1項 入退部については、保護者の同意と、顧問および担任の許可を必要とする。

## 第9条 更衣場所・貴重品管理

第1項 更衣場所については、別に定める指定の場所で行う。貴重品をふくめすべての物品の管理は、本人及び顧問の責任において行う。盗難等に遭った場合、すみやかに顧問が保護者に連絡する。そして、できるだけ早く部活動総務及び生徒指導担当に報告し、必要な指示を受ける。

## 第10条 対外試合

第1項 対外試合は所定の手続きに従って、試合当日より1週間前までに学校長に届出をし、許可を得なければならない。

## 第11条 活動場所

- 第1項 活動場所については別に定めるが、中学生として気品と風格を保つよう考慮して活動をさせる。
- 第2項 雨天の場合であっても、校舎内で走ることは禁止する。

## 第12条 部の新設・休止の再開

- 第1項 部の設定は次の項目が条件にあった場合、その手続きを経た時に成立するものとする。
- ・ 物質的条件（活動の可能性、施設、設備、活動に要する経費）
  - ・ 教師の条件（指導の可能性、教育的要素）
  - ・ 生徒の条件（構成人員10名以上）
  - ・ その他の条件（経済的、時間的、肉体的な要素）
- 手続きについては、職員会議の承認、校長の承認の順で行う。

## 第13条 部の廃止・休止

- 第1項 部員が在籍しない場合、部の休止（以下、休部）として扱い、職員会議で今後について検討する。

## 第14条 外部コーチ

- 第1項 外部コーチの申請については、顧問が所定の手続きを行い、市教委に申請後、校長の承認を受けるものとする。

## 第15条 合宿

- 第1項 宿泊を伴う校外活動の手続きを行い、校長の承認を受け、職員会議で連絡するものとする。
- 第2項 費用については、個人の負担が大きくなるよう配慮する。

## 第16条 その他の諸注意

- 第1項 自転車による登下校は、校外で活動する場合にのみ使用を許可する。ただし、早朝および下校時、生徒・保護者の負担になるような時間になる場合も自転車の使用を許可する。校外活動が平日の場合は、自宅から学校まで自転車に乗らず、押して登校させることとする。生徒が平日に自転車を利用することについて、職員室の白板に表示し、職員朝礼で連絡を行う。

## 第17条 新入生の仮入部について

- 第1項 新入生の仮入部期間は、職員会議で決定する。
- 第2項 仮入部期間中の新入生の活動時間は17時30分までとし、活動内容は新入生の負担にならないように配慮する。

## 第18条 休日・祝日・長期休業中の警報発令時の部活動について

- 第1項 休日・祝日・長期休業中に気象情報により、伊丹市に警報又は特別警報が発令されている場合は自宅待機。解除後は、安全に気をつけて登校させ、活動する事ができる。

## 第19条 部活動所属意志確認について

第1項 部活動に所属している新2、3年生は、4月に部活動所属意思確認を行う。

### 参考事項

次の学校行事がある日の、部活動開始時刻の目安として、次の時刻を設定する。但し、この時刻をもとに、職員会議などで詳細を決定することがのぞましい。

- ① 入学式 13:00
- ② トライやる・ウィーク(2年) 16:10 公式戦7日前の場合のみ活動可能
- ③ 始業式 14:00 一旦下校
- ④ 終業式 14:00 一旦下校
- ⑤ 卒業式 15:30 一旦下校 3年生と相談
- ⑥ 修了式 14:00 一旦下校
- ⑦ わくわくオーケストラ等学年行事 その都度決める